

鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡榎引町、同郡朝日村  
及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議書

平成17年10月1日から鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡榎引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置することに伴い、財産処分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第4項の規定により、下記のとおり定めるものとする。

記

鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡榎引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の財産は、すべて新たに設置される鶴岡市に帰属させる。

平成17年1月17日

鶴岡市長 富 塚 陽



藤島町長 阿 部 昇



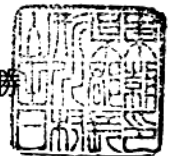
羽黒町長 中 村 博



榎引町長 難 波 玉



朝日村長 佐 藤 征



温海町長 佐 藤 正



鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村  
及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う新たに設置される鶴岡市の  
議会の議員の定数に関する協議書

平成17年10月1日から鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置することに伴い、新たに設置される鶴岡市の議会の議員の定数について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第7項の規定により、下記のとおり定めるものとする。

記

新たに設置される鶴岡市の議会の議員の定数は、34人とする。

平成17年1月17日

鶴岡市長 富 塚 陽



藤島町長 阿 部 昇



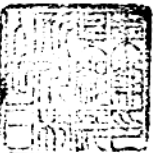
羽黒町長 中 村 博



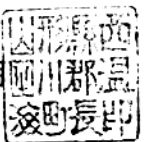
櫛引町長 難 波 玉



朝日村長 佐 藤 征



温海町長 佐 藤 正



鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村  
及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議書

平成17年10月1日から鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置することに伴い、新たに設置される鶴岡市の議会の議員の定数及び農業委員会の委員の任期等について、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。）に基づく経過措置を下記のとおり定めるものとする。

記

1 議会の議員の定数

合併特例法第6条第1項の規定に基づき、新たに設置される鶴岡市の議会の議員の定数は、合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、38人とする。

2 農業委員会の委員の任期等

合併特例法第8条第1項の規定に基づき、鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の農業委員会の選挙による委員で、新たに設置される鶴岡市の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものについて、選挙による委員として引き続き在任することができる者の数を37人とし、引き続き在任することができる期間を平成17年11月25日までとする。

平成17年1月17日

鶴岡市長 富 塚 陽



藤島町長 阿 部 昇





羽黒町長 中 村 博 信



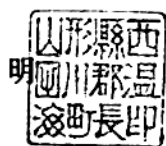
櫛引町長 難 波 玉 記



朝日村長 佐 藤 征 勝



温海町長 佐 藤 正 明



鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村  
及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する  
協議書

平成17年10月1日から鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置することに伴い、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。）第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会の設置について、同条第2項の規定により下記のとおり定めるものとする。

記

（設置）

第1条 合併特例法第5条の4第1項の規定により、次の各号に掲げる区域を対象にして、当該各号に定める地域審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- (1) 合併前の鶴岡市の区域 鶴岡地域審議会
- (2) 合併前の東田川郡藤島町の区域 藤島地域審議会
- (3) 合併前の東田川郡羽黒町の区域 羽黒地域審議会
- (4) 合併前の東田川郡櫛引町の区域 櫛引地域審議会
- (5) 合併前の東田川郡朝日村の区域 朝日地域審議会
- (6) 合併前の西田川郡温海町の区域 温海地域審議会

（設置期間）

第2条 審議会の設置期間は、平成17年10月1日から平成27年3月31日までとする。

（所掌事務）

第3条 審議会は、合併に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 新市建設計画の執行状況に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 審議会は、必要と認める事項について、市長に意見を述べることができる。

( 組織 )

第 4 条 審議会は、第 1 条の区域(以下「区域」という。)ごとに委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、区域に住所を有する者で次の各号に掲げるもののうちから、市長が任命する。

(1) 公共的団体等を代表する者

(2) 学識経験者

( 任期及び失職 )

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げないものとする。

3 委員は、区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

( 会長及び副会長 )

第 6 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

( 会議 )

第 7 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議長は、会長が務める。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

6 会議は、公開とする。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮った上公開しないことができる。

( 庶務 )

第 8 条 審議会の庶務は、新たに設置される鶴岡市の区域ごとの担当部署において処理する。

(委任)

第9条 この協議に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この協議は、平成17年10月1日から施行する。

平成17年1月17日

鶴岡市長 富 塚 陽

藤島町長 阿 部 昇

羽黒町長 中 村 博

榎引町長 難 波 玉

朝日村長 佐 藤 征

温海町長 佐 藤 正

